

不利益処分

処分名	特別障害者手当の受給資格の喪失
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2
所管課	福祉政策課

1 処分基準

(1) 処分の内容

下記の場合特別障害者手当の受給資格を喪失する。

(2) 処分の要件

ア 身体障害者療護施設や特別養護老人ホーム等これに類する施設に収容されたとき。

イ 病院または診療所（前記の施設を除く。）に継続して3か月を超えて収容されるに至ったとき。

ウ 受給者が死亡したとき。

エ 障害程度が法が定める障害程度に該当しなくなったとき。